

許可基準に適合しない 屋外広告物の取り扱いについて

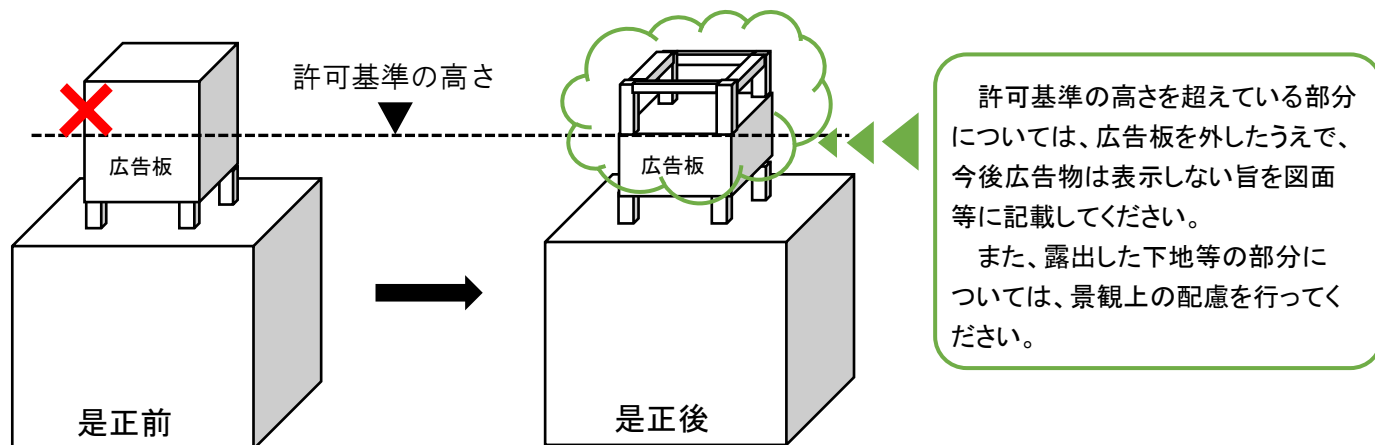
豊中市では、大阪府から屋外広告物の規制に関する事務移管を受け、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日から豊中市屋外広告物条例(以下、「市条例」という。)を施行し、大阪府屋外広告物条例の基準に適合して設置された屋外広告物で、市条例施行後(平成 24 年以降)に、市条例の許可基準(以下、「許可基準」という。)に適合しなくなったものについては、市条例附則 4 に基づき、是正計画書を添付したうえで許可を行ってきましたが、令和 7 年(2025 年)3 月 31 日をもって許可基準に適合しないものについては許可を行わないこととしました。

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日以降の許可申請の取り扱い

今後は、許可基準に適合する内容にて計画を行い、新規で許可申請を行っていただきます。ただし、屋上広告物においては適正化に向けた取り扱いがあります。

屋上広告物の適正化に向けた取り扱いについて

構造上・予算上などの理由で、特に是正が困難である屋上広告物については、以下の是正を行うことで、令和 7 年(2025 年)4 月 1 日以降も市条例附則 4 に基づき許可を行います。



屋上広告物の高さが、許可基準の高さを超えている。

下地等の部分は残したまま、表示部分(広告板)を許可基準の高さに適合させる。

様式は、市ホームページに掲載しています。
以下の URL または QR コードからご覧ください。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/toshikeikan/okugaikoukoku/okukou_kyokakijun.html



詳しくは、豊中市都市計画課までお問い合わせください。

景観形成係 06-6858-2419

許可基準に適合しない屋外広告物の 取り扱いについて Q&A

本市では、豊中市屋外広告物条例（平成 24 年（2012 年）4 月 1 日）の施行により、許可基準に適合しなくなった屋外広告物については、是正計画書を提出することにより許可を行ってきましたが、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日を以って許可基準に適合しないものについては許可を行わないこととしました。

つきましては、改めて許可基準に適合しない屋外広告物の取り扱いについてお知らせします。

① Q：許可猶予期間の延長はあるのか？

A：令和 7 年（2025 年）3 月 31 日以降の延長は行いません。

② Q：許可基準の見直しはあるのか？

A：許可基準の見直しはありません。

③ Q：1 申請に許可基準に適合した屋外広告物と許可基準に適合しない屋外広告物がある場合の取り扱いは？

A：1 申請ごとに許可を行うため令和 7 年（2025 年）3 月 31 日以降の許可は行えません。また、許可基準に適合した屋外広告物のみの許可申請もできません。

④ Q：応急対応として許可基準に適合しない屋外広告物のシートのみの撤去を行った場合は？

A：広告板（白板等）が残っている場合、将来に亘りすべての表示を取りやめる場合を除き許可は行いません。但し、表面の「屋上広告物の適正化に向けた取り扱いについて」の是正の場合、許可が可能です。

⑤ Q：是正対応を行うための予算がない、補助はないのか？

A：補助制度はありません。

⑥ Q：令和 7 年（2025 年）4 月 1 日以降に是正対応を行った場合の許可申請はどのようにすればよいのか？

A：新規での許可申請となります。

⑦ Q：新規での許可申請の場合、申請書類はどのようにすればよいのか？

A：ご相談ください。